

方向に努力していかなければいけない、そういうこともこの食育基本法の中には思いは入っていると思っております。

その中で、やはり私は、子育てあるいは親の介護、そして働き方、基本はやはりみんな個人の問題だと、基本はそんなんだという認識がやはり片一方では私は大事なことでと思っているんですね。保育環境の整備あるいは労働環境の整備、介護の問題、すべてが今社会化の方向に行っています。

それはそういう状況の中で、厳しい、いろんな状況ができない方々のために国が責任を持って、行政が責任を持って整備しなければいけない。そのことは本当に大事なことなんですが、すべてそこを整備すると、今度はそれを、ある意味では自分の努力の中でできる範囲までどんどんそっちに社会化行ってしまうという方向もまた否めないと思います。

そのところのバランス、きちんとした、国民として人間として当たり前の常識の範囲の中の努力はすべきである、自助努力はすべきである。そして、片方にきちんとした公助がある。そして、その間にお互いに助け合う地域社会という共助の概念がある。そのところをきちんと把握した上で、私たちも国会議員として責任を果たすべきだと思っております。

円より子君 最後に一言、個人の責任というの

は当たり前のことなんです、家庭の責任というみんなそういうことは思っております。それをわざわざ責任だよと書く必要性がないんじゃないかということ先ほどからずっと申し上げているわけです。

食品安全にしても、通勤にしても、住宅事情にしても、ありとあらゆるものが国の責任で、家族の機能というのは保護の機能もあれば教育の機能もあれば妻子の機能もあれば、すべてあるんです、保護、いろいろ。ところが、今は病院で産むようになり、人も病院で死ぬようになり、昔は家で子供が生まれ、家で死んでいったんですね。で、命の大切さも分かったんです。ありとあらゆる家族の機能が、日本だけではありません、外部化されていく、こういう時代の中で、家庭だけが大事、個人だけに責任があると言ってしまうてはそれは酷過ぎて、みんな先ほどからずっと一時間思っておりますので、是非この食育基本法は、そこだけに焦点が当たらないように、先ほどから権利ですと、一緒に食事を楽しむのは、そのところを基本にして、私たちができるだけそれを応援できるように体制づくりをしていきたいということをお願いして、私の質問を終わります。

委員長（高嶋良充君） 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午後零時一分休憩

午後一時開会

委員長（高嶋良充君） ただいまから内閣委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告をいたします。

本日、松井孝治君が委員を辞任され、その補欠として小川敏夫君が選任されました。

委員長（高嶋良充君） 休憩前に引き続き、食育基本法案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

神本美恵子君 民主党・新緑風会の神本美恵子でございます。午前中に引き続きということで御質問させていただきたいと思っております。

先ほど、午前中、円委員、同僚の円委員も強調していらっしゃいましたけれども、食に関する問題について、これは国民の責務ではなくて権利ではないかという、これは衆議院の方でも参考人質疑等でやり取りがなされたやに議事録を読ませていただいておりますけれども、私は、この食育基本法案を読ませていただきまして、特に、自分自身が議員になる前は小学校の教員をしていたという経験を持っておりますので、そういった観点から、この食の教育あるいは食に関する指導といったことも経験をしてまいりましたので、そういった観点でも読ませていただきました。今日は、そ

の辺が中心になるかと思えますけれども、御質問をしたいと思います。

それで、まず、この法案で法案名にもなっておりますけれども、この食育という言葉ですね、定義についてちょっと午前中もお触れになりましたけれども、この食育というのは従来から学校教育活動の中で行われてきました食の教育あるいは食教育、あるいは学校給食を通して行われた食に関する指導という言い方もされておりますけれども、従来から行ってきたその食教育あるいは食に関する指導と、それからここで言う食育との共通点なり違いというものがあると思えますけれども、提案者の方にまず御質問をしたいと思います。

衆議院議員（西川京子君） 御質問ありがとうございます。

従来から、もちろん学校給食を通し、あるいはいろんな生活の、学校教育の現場で食に対する教育というのはいろんな面で行われてきたわけでございます。例えば、食品についての正しい知識、あるいは地域の食文化に対するいろいろな啓発の問題、あるいは私たちがいかに自然の恵みの中でそれをいただいて生かされているか、そういう問題、広範にわたって、当然、食教育というのは現実に学校現場でも行われてきたと思えます。

そついつ中で、当然、今回提案しております食

育という概念の中に当然それも一緒に入ると。さらにその中に、食育は更にもうちょっと幅を広げたいというふうに解していただけたらいいと思えます。

神本美恵子君 その幅を広げたというのは何がどう広がったのか、ちょっとよく分からないんですけども、例えば学校で言う食教育なり食に関する指導というのは、教育なり指導の対象が当然子供ですよね、小中学校、高校まで、家庭科まで含めると高校生まで入りますけれども、それではなくて国民全体とか、そういう対象の範囲が広がるというのは分かるんですけども、あと幅を広げるというのはほかにどういう、あるんでしょうか。

衆議院議員（西川京子君） 当然、今先生がおっしゃったように、子供たち対象だけではなくて、当然、例えば生産者と消費者との間の距離を縮める、お互いにそれを、状況を分かり合つ中で食に対するもっと深い知識を得ると、そういう意味も含めて幅を広げるといふ意味で申し上げたつもりでございます。

神本美恵子君 私も学校現場で子供たちに、これ前文にも書かれておりますけれども、知育、徳育、体育と言われる教育の基盤となるそういったものに、食に関して、給食はもちろんその発足のときから子供たちの体をつくるという意味で、家

で食べられない子供たちもいる中で給食が始まり今日に至っているわけですけども、そういう意味では、お昼、家に帰してお昼御飯食べてまた学校にいらつしゃいということではなくて、学校でちゃんとお昼御飯は確保しますよということが始まったぐらいにしか私も教員になったころは思ってたなかったんですね。

ところが、学習指導要領とか教員研修の中で、これは教育活動の一環なんだと。ただ食事を供するといっただけではなくて学校教育の一環、教育活動なんだということ聞きまして、そのクラス四十人近くの子供たちと一緒に自分も食事をしながら、どういふふうに教育をするんだらうと。例えば、これは嫌いとか食べたことがないとかいう子供がいたり、それから宗教上の理由でこの食材は食べられないという子供もいる。そついつた中で、何をどのように食べるかというような非常に文化的な、ある意味では、それぞれの家庭だけではなくて、宗教的、民族的なことも含めた文化的な行為になりますから、それを一律に同じものを与えて、これをこのように食べなさいとかいうことがしつつけの範囲と教育の範囲を超えて文化にまで、個人の内面にまで立ち入るようなことになるのではないかといふような戸惑いも覚えながら、しかし最低限、安全に関してはとか成長に関してはと

いふようなことでこれまで活動をやってきたんで

すけれども、そういう観点から、それで、文部科学省としても、教育活動としてはどういう内容をどういう発達段階に応じて教えるかということとそれなりのカリキュラムがこれまで作られてきているんですけれども。

この法案の中に、前文にもちよつとありますけれども、七条のところは、「伝統的な食文化、環境と調和した生産等云々」というところで、我が国の伝統のある優れた食文化というようなことがあるんですけれども、この優れた食文化というようなことを、まあ何となく想像はできるんですよ。ですけれども、これは例えば学校教育活動の中でこれが優れた食文化であるというようなことをこれから教えていくことになるのかというようなことを考えますと、ちよつと、ちよつとというか非常に引つ掛かりを感じるんですが、その辺はどういうふうにとらえたらいいんでしょうか。

衆議院議員（西川京子君） 今先生がおっしゃいました引つ掛かるという意味がちよつと私も、全面的によく分かっているかどうかは分かりませんが、今言つなれば、食物が生産したところから消費者に入るまでの距離、フードマイルージとよく言いますけれども、これが離れば離れるほど食の本来の大切な栄養から何から、それと、先ほど田先生がおっしゃった食品添加物の問題もこれに含まれてくると思つたんですね。

そういう意味では、私はやはり、本来は地産地消、地域にあるものを最低限調理して食べるのが本当は一番日本人という、この風土の合った中でできたものを素直に食べるのが本当は一番いいんだらうと私は思っています。そういう中で、その地域に根差して、ずっと昔からあった食べ物の言つなれば文化、食文化というんですか、伝統食、そういうものをその地域で生まれた子供たちに自然な形で教えていくと、これはやはり大変なことだらうと思っております。言つなれば、それぞれ地域の中でそういうものがありながら、現実にはファストフード、あるいはスーパーで物を買って簡便に調理してしまつという現実があるわけですから、そういう中で、せめて学校給食の中にはそういうものがあるんだということ、子供たちにも食べさせて育てるといふ、味覚を覚えさせる、そういうことから大変大事なことだらうと私は思っております。

神本美恵子君 これは日本だけではなくて、そういう食材がどのように作られて、そしてどういふ調理をしてどういふ味付けをして食べるというよつな文化は、食文化というのは各国にありますし、もちろん保存食が多い北の方の国とかいうところはまたそれぞれの特徴があるでしょうけれども、そういう意味では、日本の食文化が特に優れているといふようなことではなくて、それは個性

的であると。それぞれの国の個性であつて、いたずらに日本食はこつこつところが優れているんだといふようなことが強調され過ぎますと、先ほども言いましたように、もつ今や、特に学級の中には外国人の子供さんもいらっしゃいますし、様々な文化を背景に持つ子供たちがいるわけですし、その中で自国文化といひますか、を優れているといふふうな評価を持って指導していくということについては、ほかの文化を尊重しない、そういう懸念も学校現場で教えるに当たつては感じるわけですね。

ですから、日本の食文化のこつこつところ、こつこつところは諸外国と違つというよつな教え方といふのは当然あると思ひますし、私自身も、例えば学校給食では昔はスプーンで食べていたんですけれども、それが食べやすいよつなということとで先割れスプーンになつて、それからやつぱり日本のおはしといふ文化を小さいときから学校でも教えよつなことでおはしを使うよつな、米飯給食が始まつておはしを使うよつなになつたんですけれども、そのときに、これは日本でおうちでもおはしで食べているよねといふことを言ひながら、しかしおはしを使わない国もあるんだと。あるいは、はしもスプーンもフォークも使わない手で食べるよつなもあると。そつすると、最初は子供はやつぱりそつな文化に触れたことがありませ

なので、わあ、汚いと言ったりするんですね。でも、それは汚いんではなくて、手をちゃんと洗って、その国はそうやって、それが食事をするときのマナーなんだというふうなことで異文化に触れながらやっていくわけですので、そういう意味では余り、それがあらゆるところでこの法案で強調されているわけはありませんけれども、自国文化を強調し過ぎるということは、特に食というふうな文化にかかわるところは気を付けなければいけないというふうに私としては思っているわけです。

次に、文部科学省の方にお伺いしたいんですけども、学校における食教育、それから食に関する指導ですね、その現状はどのようになっているのでしょうか、お伺いをします。

政府参考人（西阪昇君） 学校における食育につきましては、学校給食の実施を始め、家庭科や保健体育科あるいは特別活動など、学校教育全体で取り組んでいるところでございます。具体的には、文部科学省では教職員等に対する研修会やシンポジウムの実施、児童生徒用の食生活学習教材の作成、配付などを通じて学校における食育の取組を推進しているところでございます。

また、御承知のとおり、本年四月からは栄養教諭制度が開始されましたので、この制度を活用した学校での食育の指導体制の整備ということも

取り組んでいるところでございます。

このような取組を進め、学校における食育の一層の推進に努めてまいりたいと考えております。

衆議院議員（小坂憲次君） 神本先生の今お話

の中にありました七条に言う優れた食文化ということにつきましては、先生はもう現場において私どもが今強調したいと思っている食教育のかなりの部分をもう既に実践をされたというお話をいただきまして、大変心強く思ったわけでございます。

私も優れた食文化と言っておるのは、特定の外国と比較をして優れているということを言っているわけではなくて、我が国の食文化の良さを見過ごされがちなところがある、これにやはりしっかりした認識を持つという意味なんでございます。まして、栄養のバランス的にも、あるいは農林水産業に適したそれぞれの地域の特徴のある風土、風土に根差した日本食というものがあります。そういうものを踏まえた上で、現代の社会にも根付いているそのいい面をより強調して啓発していく、そしてその知識の普及を行うことによってこの日本の伝統文化を維持する。食文化と伝統文化というのは非常に繋がっている部分がありますので、そういった意味も踏まえた上での優れた食文化と申し上げているわけでございまして、それを先生のような形で、食教育の中でやられたそういうものを全国の教育現場においてもより一層推

進をしていきたい、そしてそれを社会全体で推進をしたい、そんな意味を込めて申し上げているところを御理解いただきたいと思います。

神本美恵子君 全国の小中学校を中心として、

高校では家庭科と社会科なども含めてそういった教育活動は行われているわけですが、先ほど文部科学省の方も御説明を簡単、ちょっと簡単過ぎたなと思いますが、ある意味では、これまでそれぞれの家庭や地域、特に家庭に任せられてきたことが、学校の中では系統的にあるいは総合的に教科活動や特別活動、それから学校給食というその場面をとらえて行われてきたわけですが、そういうものを行って、現在も行われているわけですが、この第五条で、子供の食育における保護者、教育関係者等の役割ということがあえて書かれておりまして、積極的に子供の食育の推進に関する活動に取り組むというふうに書かれてございますけれども、これまでやってきたその食教育、学校教育における教育が何か変わるものなのか、その辺はいかがでしょうか。

衆議院議員（西川京子君） もちろん、これまでも様々な学校現場で食教育が行われてきたのは事実でございます。そしてさらに、そういう今までやってきたものをもう一回きちんと見直した中で、これでオーケーなのかどうか、その辺のところの検証ももちろんこれからきちんとしていかな

なければいけないのですが、決して今までのやってきたことに不足があるとかどうとかということでの基本法をつくった意図ではございません。

そういう中で、さらに親子でいるんな問題で参加する料理教室とか、その他いろんな問題がありますが、特に今都市と農漁村の対流、交流という大きな流れができておりますが、そういう中でも具体的にもう少し食べること、食の問題が、単に食べることだけでなく、それがどういう経過できてくるのか、自然の中でどういふふうにしてそういうものが育ち、自分たちの食、口に入るのか、そういうことまでも含めた体験活動とか、そういうことももう少し幅を広げて学校教育の現場、そして親の保護者に対するメッセージ、そういうものを深めていきたいと、そういうふうになっております。

神本美恵子君 これまでやってきた学校における食教育というものが不足していたとかいう意味ではないというふうなことをちょっとおっしゃいましたけれども、私はこの法案を見ていて、前文のところにも今の子供たちの食の乱れ、子供に限らず、大人も含めた食の乱れや肥満や生活習慣病、午前中は子供たちが中年のような成人病のような症状を来しているというふうなこともおっしゃいましたけれども、そういうものを聞くと、そこに携わってきた者としては、非常にやっぱり何か指

導が悪い、教育が悪いというふうに言われているように感じるわけですね。一生懸命やっている現場の人ほどそれは強く感じて、今も感じていらっしゃると思つたんですけれども。

そういう意味では、そもそも学校教育での食教育というのはどういふものを目指してきたのか。私は一生懸命やってきたからそれ批判されたくないという意味ではなくて、やってきたことに問題があったのではないかと。何か不十分な点、足りない点、今見直さなければいけない点があるのではないかと。ということは十分検証しなければいけないと思います。

そういう意味で、文部科学省に改めてお伺いしますけれども、家庭科が中心なのこの食に関する指導では教科としてあると思つたんですね。家庭科やほかの関連する教科もございましてけれども、家庭科における目標、それから学校給食法における食に関する指導の目標というのを改めてちょっとお伺いしたいんですけれども、教えていただけませんか。

政府参考人（山中伸一君） 先生から、家庭科におけるまず目標ということでお尋ねがございました。

小学校では、衣食住、そういうものを実践的体験活動を通して、家庭生活を支えていく、そういう大切さを知るんだと。また、食の方でござ

いますけれども、調理、そういった日常的に必要な技術、基本的技能、小学校ですと御飯を炊く。これは教科書によりましては炊飯器ではなくて鍋から、初めちよるちよる中ぱっぱで、ああいう形で炊くというところまでやっているところもございましてけれども、おみそ汁を作るといったこと、それから包丁を使うといった、そういうふうなこともやりまして、まずは日常的な食事に関心を持つ、調和の良い食事の取り方が分かる、こういうことを中心に小学校ではやってきております。

中学校では、こういうものも基本にいたしまして、より栄養と食事の関係でございましてか、あるいは食品の選択、日常食の調理の基礎、

高校になりますと、魚を煮付けとか焼く、それからハンバーグもちょっと入ってございますけれども、あるいは地域の食材を生かした料理といったもの、こればかり食べるとどうか、もう飽きるかもしれないけれども、基本的に日常食が作れるというところを家庭科のところでは目指しておりますのでございます。そのときには当然、栄養との関係でございましてか、そういうふうなことにしても教えるといった内容になっております。

神本美恵子君 学校給食法の方の目標をちょっとおっしゃりませんでしたけれども、そういう食に関して、食品の問題あるいは調理の問題、それ

からほかにも、例えばどういう器具を使って調理をするかとかいうようなことから、あるいは家庭科、高校にもなりますと、食品安全の問題から遣伝子組換えとか、そういった問題も教科の指導の中には入っているわけですね。

そういう非常に重要な、それこそこの法案の中でも、知育、徳育、体育のその基盤となるというふうに書かれているにもかかわらず、現状、今おっしゃったような家庭科の教育を充実しなければいけないのに、家庭科の授業時数は、学校五日制になって減っているということもありますけれども、減っているんです。もう小中高とも全部家庭科は減っているし、なぜ減っているかというのについてはいろんな理由が言われています。受験科目にないとか、そういうことも言われていますし、もし本当にこの食育というものを充実しようとするならば、学校教育の中でも、より充実するためには家庭科教育を重視するとか、学校給食の在り方を抜本的に見直すというようなことも必要ではないかと思えます。

そういう観点から、時間がちよつとだんだんくなりましたが、先ほどもちよつと話題になっていました自校方式、センター方式ですね。私はもう結論から言いますと、経験からももう絶対自校方式です、これは。皆さん、どうですか。提案者の皆さん方も、御自分の御経験あるいは子供さん

の御経験から、もう絶対、私は二十一年間の教職経験の中で、二十年と、だから四か月だけセンター方式を経験したんですけれども、もう全然違います。

教育的効果、もちろんおいしさが違うというのがあります。もうごんは伸び切っていますし、スパゲティーなんかはもう、多分大量に作るんで固まっているんですね。ケチャップがまみれていないというか、だんごになったところが、つく子供によつてはだんごだけが入っている。スパゲティーですよ。というような状況と、それから、キヤベツの千切りなんというのがビニール袋にクルス分入っているわけです。そして、それにビニール手袋が付いています。子供はそれを着けてビニール袋からキヤベツの千切りをこんな一皿の、区切りが付いたランチ皿の中にそれを入れるわけですね。そうすると教室は本当に悲惨な状況で、教卓の横に配膳台を置いて、それでも配膳するのに足りないの、オルガンの上でそのビニール袋のキヤベツでこつやるわけです。五時間目の音楽の時間、オルガン開くとキヤベツの千切りがそこに落ちていくというふうな、本当に何が、先ほどどなたかえさとおっしゃいましたが、正に実感として、センター給食になった途端に、ああ、私たちはえさを食べさせられているというふうな感覚がありました。

味とかそういう問題だけではなくて、調理の場面が子供に見えるか見えないかというのが違い、それから、そこで使われている洗剤や、働く人たちの子供に対する思いとか、もう本当にいろんな面で自校方式に勝るものはないと、これがセンター方式に取って代わられるようになったのは、もう言つてもなくこれは財政的な事情ですよ。今また見直されて、子供たちにお金を掛けてやるうという設置者、市町村も出てきておりますので、急激にセンター化になっていった時期から今ちょっととどまっているのではないかと思いますけれども、私は、この法案を機に、自校方式ということをと是非とも打ち出していきたいと思えますけれども、その点については、提案者の方、いかがですか。

衆議院議員（西川京子君） 今、神本先生の本当に現場の御経験から即したお話を聞かせていただきますと、全く同感する部分が大変多うございます。

私自身も、小さいときの経験から、自分の友だちのお母さんたちが給食センターで働いている姿を見たことが心の中に今でもまだその景色が残っておりますけれども、先日イギリスの方に、イギリス、フランス、フィンランドに教育の問題で視察に行つてまいりまして、イギリスのイスリントンの公設の学校の昼食スタイルというのを見てま

いりました。あちらの方では本当に完全な食堂があつて、そこにただ生徒が移動して、もうブッフエスタイルで食べるといふ、そういう中での方式そして教室で食べさせる日本のやり方、そしてそれもさらにセンターと自校方式、いろんなやり方があるわけですね。今それぞれの、まだどれが絶対に正しいといふのは当然ないわけでして、よりいい方法、これ模索していかなきゃいけないわけです。

その中では、私も、自校方式の方が本当はこの食育の精神に沿っているのではないかなと私自身は思つております。そういう意味で、今後様々な大変厳しい財政的な問題もありますが、検討の課題としてやはり議論をしていく余地は大いにあると思ひますので、前向きに考えていきたいなと思ひます。

神本美恵子君 それからもう一つ、学校給食を充実するという意味では栄養職員、学校栄養職員の存在といふのは、これは私は、栄養職員の方が自分の学校に籍を置かれている状態といふのは一校しか経験したことがありませんので、いない状態で自分たちが手探りで献立の説明をしたり、それから食に関する指導を学級活動の中でのいろんな絵をかいたりしながら学年で相談してやるという、養護教諭の手をかりながらという経験と、もう一つ、栄養職員の方がいらつしやると、もちろん巡

回で何校か掛け持ちですので、いつも助けをかりるといふわけにいかかつたんですけれども、いらつしやるのといかないのとで全然違つといふ、これも経験をいたしました。

そういう意味で、栄養職員、栄養教諭制度が創設されましたけれども、栄養教諭という存在についてはこれから養成も行われていくでしょうし、これからのことだと思ひますが、せめて学校栄養職員を、全校配置が理想ですが、養護教諭でさえ全校配置、今まだまだできていない状況の中で、しかし栄養職員なり栄養教諭を学校、すべての学校に、巡回でも何校か掛け持ちでもいいですから配置できる、すべての学校を網羅できるような形に是非持つていつていただきたいんですけれども、その件については、文部科学省は余り、多分お金の問題があつていい答えはできないでしょうから、提案者の方、いかがでしょうか。

衆議院議員（西川京子君） 確かに、今大変厳しい財政状況の中で、この問題は前途多難だなといふ思ひはいたします。しかし、この法案にもきちんと書き込んであります。

あらゆる面での、子供たちにきちんと話して説明して聞かせるということも大事な食育の一つでございます。栄養士の配置は、今先生がおつしやつたような形で、少なくとも何校か掛け持ちでも、ある程度その守備範囲に一応みんなの学校が

収まるという方向にやはり持つていくのがいいんだらつと思ひます。

衆議院議員（小坂憲次君） 今、西川議員からも答え申し上げましたけれども、私もがこの食育基本法に期待するもの一つに、今、現在の食をめぐるいろいろな問題に対処するこの基本法が、国会がこの法律を制定することによつて内閣が編成する予算に影響を与えると。そして、今先生が御指摘にありましたように、自校方式の推進だとか、あるいは栄養教員の配置、そしてまた学校全体の食育にかかわる施策の充実。

それで、これは学校だけじゃなくて、社会、あらゆる場でございますけれども、そこにおいての予算が各省において配慮をされるような形になるように私どもも働き掛けたいと思ひますし、この法律の制定が、これを理由にして各省の担当者がまた財務省と話をする際にも、こういう法律ができて私どもとしてはこういうものを推進しなきゃいけないということになっておりますので是非とも予算を付けていただきたいといふ、そういう折衝の場にも登場するようなことになればこの法律の一つの意義が出ると思つておりまして、そういった意味を私どもとしても推進したいと思つております。

神本美恵子君 是非とも、そのことが私はこの法案に明定されていればこの法案に賛成してもい

いなど思っただんですけども、法案の条文を読む限りにおいては、やっぱり冒頭申し上げましたように、今の食教育がなっていないと、だから子供の食が乱れ、その子供が大人になった大人の食に対する認識もぐちゃぐちゃだというような、日本の食の危機にあるというような法案になっておりましたので、私は幾つか今問いたださせていただきますけれども。

是非とも、自校方式の推進ということと、これについては、もう時間がありませんが、特に食材地産地消で、今、食材についても本当に見るところから新鮮なものを子供たちに、生産の現場との交流も含めてやるということと、それから調理の現場で安全や、それから、これは何と言つんですか、食器を洗うとか、O157もありましたけれども、調理現場の衛生という面からも、それから食べた後の後片付けとか作ってくれた人への感謝とか、そういう、もう総合的に自校方式というのは自然のうちにもうできるわけですよ。

ですから、是非、その推進と、それからそのコーディネーター役を担う栄養職員、栄養教諭の配置ということについては是非とも強調してやっていただきたいということをお願いしまして、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございます。

小川敏夫君 民主党・新緑風会の小川敏夫です。

この基本法案で国民に対して責務というものを設けておるわけですが、私が考えるには、国民に責務を求めるよりも、まず先に国が国民に対して、国民が希望する、あるいは国民に必要な食料、これを供給する責務があるのではないかと。その食料を供給するの、価格が安く、そして品質が良くて安全な食料を安定して供給する責務があるのではないかというふうに思いますが、例えば米一つ取っても国際価格より数段高い米を消費者は今食べておるわけですが、あるいは安全面からいえばBSEのような問題もあると。

様々な問題、私は、国民に責務を求める前に国が果たすべきそうした責任をまだ果たせていないのではないかと、食に対して、国民に対する責任を国あるいは農水省が果たしていないのではないかとというような疑問を持つておるんですが、このような観点からについて、提案者、御意見はいかがでしょう。

衆議院議員（後藤田正純君） 御質問ありがとうございます。

今先生おっしゃられたような背景に基づいて、正に基本法、このたび我々、必要と思つて提案をさせていただいているところでございます。

先ほどの議論になっておりますけれども、我々が与党の中で調査会を開いて、もう二年間掛けていろいろな識者からのヒアリングも兼ねてずつ

とやってきたわけでございますが、その中で、やはり学校現場、例えば学校現場において言うならば、もつと情報提供体制が必要だということ、いわゆる栄養指導員の方を栄養教諭に格上げをしよう、これもやはり基本法を議論していく中での制度改革ということございましたので、また基本法が成立しておりませんが、その議論の段階でそういう環境になってきたということは大きな進歩だと思っておりますし、また同時に、介護保険法の中で今、低栄養の問題がございます。栄養管理というものやはり、この食の問題だけではなくて、いわゆる医療においても大変重要な問題になっておまして、今、介護の方でそういうことが行われておりますが、医療の方でもNSTという、たしか、参議院でも民主党の先生がたしか厚生労働大臣に質問されていたと思います。ニューヨーク・サポート・チームというやつでございますが、これも医療現場において、いわゆる合併症とか院内感染だとか、そういうものについてはきちんといわゆる病院内の栄養管理をしていくのではないかと、この背景の下にそういった動きが今正に起こっているところでございます。

いずれにしても、今まで先生おっしゃったように、やっているようでやっていなかったことをきちんとこれから国の責務としても、国民の責務としても双方やっていくということがこの基本